



令和 8 年 9 月 8 日

報道関係者各位

令和 8 年度第 1 回山形県文化財保護審議会における
山形県指定有形文化財の指定解除の答申について

令和 8 年 9 月 7 日（月）に開催された標記審議会において、下記のとおり知事へ
答申されましたので、お知らせいたします。

なお、指定解除については、今後の県公報での告示をもって正式に解除となります。

記

1 答申の内容

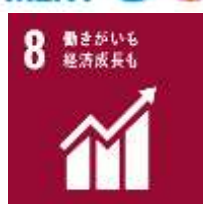
県指定有形文化財の指定解除 1 件

種別	文化財の名称・員数	旧所有者	解除の理由
工芸品	ぎぼしついでしゅぼん 擬宝珠堆朱盆 1 枚	公益財団法人蟹仙洞	譲渡により県外へ 転出したため

2 今回答申後の県指定文化財の件数について

	現在の 指定件数	今回答申の 件数	合 計 (現在指定件数と答申件数との合計)
総 数	5 2 6	△ 1	5 2 5
うち有形文化財 (工芸品)	9 8	△ 1	9 7

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【問合せ先】

山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課
博物館・文化財保存活用室 室長補佐 齋藤
TEL：023-630-3342 / FAX：023-624-9908
広報監 観光文化スポーツ部次長 鈴木

県指定有形文化財の指定解除

種 別	工芸品の部		
名 称	ぎぼしついしゅぼん 擬宝珠堆朱盆	員 数	1 枚
旧所有者	公益財団法人蟹仙洞		
旧所在地	山形県上山市矢来 4－6－8		
指定年月日	昭和 38 年（1963 年）12 月 20 日		
指定を解除する理由	譲渡により県外へ転出したため		
概 要	漆を器体に何度も塗り重ねて、適当な厚さとし、その表面に、刀で図柄や文様を彫刻する技法を彫漆（ちょうしつ）という。最も一般的なものが、朱漆の層を浮き彫りにした堆朱（ついしゅ）で、中国では剔紅（てきこう）と呼ばれ、日本には鎌倉時代以降盛んに輸入された。 この擬宝珠堆朱盆は、木製の器に黄色の漆で下地を作り、その上から朱漆の層を厚く重ねているが、間に黒漆の 2 本の層がある点が珍しい。表面には擬宝珠の花 3 輪と蕾や葉が、大きく堂々とした構成で彫り出されている。刀技の冴えと同時に、花卉の柔らかさ、茎と葉のしなやかさも感じられ、優美な様式からみて、明時代初期の永楽年間（1403～1424 年）ごろの製作と思われる。 （径 33.0 cm、高さ 4.5 cm） 		